

3 教育相談

〔教育委員会事務局総合教育センター教育相談センター〕

【提言（１）】

子どもが安心して相談できるよう、子ども向けの広報の充実に努めるとともに、アクセスしやすい相談のあり方を工夫すること。

講じている措置

教育相談センターのホームページに「子ども用相談」の窓口を設け、平仮名での案内も選択でき、子どもの年齢層に合わせた広報を行っています。

子ども専用電話相談窓口や 24 時間電話相談等の案内を取り入れた相談カードを毎年発行していて、今後も市立学校の子どもたちへの配布を継続していく予定です。子どものあいだでメールの活用が日常的になっていることを活かし、メール教育相談を立ち上げました。

【提言（２）】

相談員は、専門分野等において多様な構成による人材を確保すること。

講じている措置

教育相談の内容も多岐にわたり、それぞれの役割の専門性に応じた人材の確保に努めており、臨床心理士、教職経験者、NPO、または、アドバイザーとして精神科医、大学教授など多様で有能な人材の活用を図っています。

【提言（３）】

他の相談・救済機関やフリースクールなど子どもを支援する民間団体等との相互理解を深め、相談を子どもの権利に即して適切につなげられるように実質的な連携を図ること。特に不登校の子どもについては、子どもの意見を尊重しながら子どもの最善の利益を考慮して、連携先や進路を関係者とともに模索すること。また、子どもの人権侵害事案については、人権オンブズパーソンとの連携を視野に入れて対応すること。

講じている措置

教育相談センターでは、児童相談所、精神保健福祉センター、県警少年相談・保護センター、民間のフリースクール、学校関係者等と年３回定期的に連絡協議会を開催し、連携を深めています。

講じようとする措置

人権オンブズパーソンとの連携については、必要に応じて進めています。今後も、諸機関・施設との情報連携・行動連携が図れるように努めていきます。